

帯広市健全化判断比率及び資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

1. 健全化判断比率

(単位;%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	-	-	11.7	110.2
早期健全化基準	11.46	16.46	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表示されます。

2. 資金不足比率

(単位;%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	
簡易水道事業会計	-	
農村下水道事業会計	-	

いずれの会計についても資金不足額がないため「-」と表示されます。

<用語解説>

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)

夕張市の財政破綻を契機に従来の普通会計の財務指標のみでは把握しきれない、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなどを含めた地方公共団体全体の財政状況を明らかにし、地方公共団体の健全財政の維持を図ることを目的として平成19年6月に制定。

○実質赤字比率

一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。
帯広市では、一般会計、中島霊園事業会計、空港事業会計が該当。

○連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の赤字額・黒字額、企業会計の資金不足額・資金剰余額の合算値が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

○実質公債費比率

一般会計等の元利償還金に加え、企業会計や一部事務組合の元利償還金のうち一般会計が実質的に負担している額や、債務負担解消額のうち公債費に準ずるとされているものの合計が、標準財政規模に占める割合を表す指標。

○将来負担比率

一般会計の地方債残高に加え、企業会計や一部事務組合の起債残高のうち一般会計が負担することになる額、公債費に準ずる債務負担行為残高、損失補償契約を行っている第三セクターに対する引当金、退職手当引当金などの合計が標準財政規模に占める割合を表す指標。

○資金不足比率

公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の割合を表す指標。資金不足額は、法適用公営企業では流動負債と流動資産の差額、法非適用企業では歳出と歳入の差額により算定され

○早期健全化基準

自主的な改善努力による財政健全化を図ることとされた基準で、いずれかの比率が基準以上の場合、次の措置が必要となる。

- ・財政健全化計画を策定し議会の議決を経た上で公表し、総務大臣・知事へ報告。
- ・個別外部監査を受ける必要がある。
- ・計画の実施業況を毎年度議会に報告し公表。
- ・必要と認められる場合には総務大臣・知事が勧告を行う。

○財政再生基準

国等の関与による確実な再生が必要とされる段階で、いずれかの比率が基準以上の場合、次の措置が必要となる。

- ・財政再生計画を策定し議会の議決を経た上で公表し、総務大臣に同意を求めることができる。
- ・個別外部監査を受ける必要がある。
- ・総務大臣の同意がある場合は、収支不足額を振り替える「再生振替特例債」を発行できる。
- ・総務大臣の同意がない場合は、災害復旧債を除き、地方債の起債を制限される。
- ・財政運営が計画に適合しない場合は総務大臣は予算の変更等の勧告を行う。

○経営健全化基準

公営企業における早期健全化基準に該当するもので、基準以上の場合次の措置が必要となる。

- ・経営健全化計画を策定し議会の議決を得たうえで公表し、総務大臣・知事へ報告。
- ・個別外部監査を受ける必要がある。
- ・計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表。
- ・必要と認められる場合には総務大臣・知事が勧告を行う。